不正競争防止法の沿革と改正不正競争 防止法における弁理士の役割

(平成12年度会員研修テキスト)

2000/11/20-27 山本隆司*

<u>I.不正競争防止法の構成</u>

第 ¹ 条(目的)	
第2条(定義)・・・「不正競争」 ―――	
第3条(差止請求権) ◆	
第4条(損害賠償) ◆	
第5条(損害の額の推定等) ◆ ◆ → →	
第6条(書類の提出) ◆	
第7条(信用回復の措置) ◀	
第8条(消滅時効) ◀	
第9条(外国国旗等の商業上の使用禁止)	
第10条(国際機関の標章等の商業上の使用禁止)	
第10条の2(外国公務員に対する贈賄)	
第11条(適用除外等)	4
第12条(経過措置)	1
第13条(罰則) ◀	◀
第14条(両罰規定) ◀	←

©2000 Takashi B. Yamamoto

^{*}弁護士・弁理士・ニューヨーク州弁護士 (丹宗山本法律特許事務所)

. 不正競争防止法の沿革

1.パリ条約・マドリッド協定

● 昭和9年法制定: 周知表示混同惹起行為…パ条約10条の2

原産地等誤認惹起行為...パ条約10条の2

信用毀損行為…パリ条約10条の2

● 昭和40年改正: 代理人等商標無断使用行為…パ条約6条の7

外国国旗商業使用行為…パ条約6条の3 国際機関標章商業使用行為…パ条約6条の3

2.TRIPs協定

● 平成2年改正: ~ 営業秘密侵害行為…協定39条

3. 外国公務員贈賄禁止条約

● 平成10年改正: bis 外国公務員に対する贈賄

4. その他

● 平成5年新法: 著名表示冒用行為

商品形態模倣行為

● 平成11年改正: ~ 技術的制限手段回避

. 特定不正競争に対する弁理士の役割

- 1. 旧弁理士法(大正10年法)に定める業務(1条、9条、9条の2)
 - 工業所有権に関する出願・異議申立・裁定手続の代理
 - 工業所有権に関する鑑定等
 - 工業所有権に関する裁判手続の補佐人
 - 審決取消訴訟手続の訴訟代理
- 2.新弁理士法(平成12年法)に定める業務(4条~6条)
 - 工業所有権に関する出願・異議申立・裁定手続の代理
 - 工業所有権に関する鑑定等
 - 工業所有権に関する輸入差止手続の代理
 - 工業所有権・回路配置権・特定不正競争に関する仲裁手続の代理
 - 工業所有権・回路配置権・著作権・技術的営業秘密の移転契約の代理・媒介・相談
 - 工業所有権・回路配置権・特定不正競争に関する裁判手続の補佐人
 - 審決取消訴訟手続の訴訟代理

. 特定不正競争の範囲

1.周知表示の混同惹起行為

一 他人の商品等表示(人の業務に係る氏名、商号、商標、標章、商品の容器若しくは包装その他の商品又は営業を表示するものをいう。以下同じ。)として需要者の間に広く認識されているものと同一若しくは類似の商品等表示を使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入して、他人の商品又は営業と混同を生じさせる行為

(1)制度目的

- 自由競争
- 商品・営業の自他識別による競争の成立
- アイデア自由の原則・・・フリーライドの禁止

(2)「商品等表示」の概念

- 商品または営業について自他識別機能を有するものをいう。
- 規格表示であっても永年使用により自他識別機能を持つことがある (セカンダリー・ミーニング)。
- 商品の機能性は、保護の対象にならない。ただし、セカンダリー・ミーニングを持つ場合には、商品表示として保護されうる。
- iMac 事件(東京地裁決定平成11年9月20日、資料参照) セカンダリー・ミーニングの取得:「商品の形態が他の商品と識別し 得る独特の特徴を有し、かつ、商品の形態が、長期間継続的かつ独占 的に使用されるか、又は、短期間であっても商品形態について強力な 宣伝等が伴って使用されたような場合には、商品の形態が商品表示と して需要者の間で広く認識されることがあり得る。」
- 商品・営業の名称・・・トレードネーム、サービスネーム 商品の形態・・・トレードドレス (iMac 事件) 商品自体・・・タイプフェイス (モリサワタイプ フェイス事件東京高裁決定平成 5/12/24 判時 1505-136)

(3) 「周知性」の概念

- 相当範囲の需用者の間に特定の者の商品または営業を表示していることをいう。
- ◆ その特定人が誰であるかが明確に知られていることは必要ではない。
- 一地方で周知な場合にも保護される(最高裁判決昭和 34/5/20 刑集 13-5-755)
- 輸出行為については外国でのみ周知な表示も保護される。
- 周知表示の競合 大阪大一ホテル事件(大阪地裁判決昭和 49/9/21 無体 5-2-321)

ジェットスリムクリニック事件(静岡地裁判決平成 2/8/30 知集 23-2-567)

(4)「類似性」の概念

● 取引の実情のもとにおいて、取引者または需用者が両表示の外観、称呼または観念に基づく印象、記憶、連想等から両者を全体的に類似のものとして受け取るおそれがあるか否かを基準として判断する(最高裁判決昭和 58/10/7 民集 37-8-1082、最高裁昭和判決 59/5/29 民集 38-7-920)

(5) 「混同」の概念

- 他人の同一営業主体と誤信させる行為のみならず、両者間にいわゆる 親会社・子会社の関係や系列会社などの緊密な営業上の関係が存する ものと誤信させる行為をも包含する(最高裁判決昭和 58/10/7 民集 37-8-1082)
- 同一の表示の商品か事業を営むグループの商品表示または営業表示と同一または類似の表示を使用することによって、その使用者が右グループに属するものと誤信させる行為をも包含し、右使用者とグループの構成員との間に競争関係があることを要しない(最高裁昭和判決59/5/29 民集38-7-920)
- 混同は、現に生じている場合のみならず、その危険性が具体化している場合を含む(神戸地裁姫路支部判決昭和 43/2/8 無体集 4-1-66)
- 当該表示の使用方法、態様等諸般の事情に照らし、かつ取引界の実情 および常識ある普通人の取引上における客観的注意を標準として具体 的に評価判断すべきものである(大阪高裁判決昭和 47/2/29 無体集 4-1-66)
- 「債務者製品の形態が債権者商品の形態と類似していることに照らせば、・・・債務者が債権者らと何らかの資本関係、提携関係等を有するのではないかと誤認混同するおそれがあると認められる。この点につき、債務者は、 両商品には、ロゴ、マークが付されていること、パーソナルコンピュータという商品の特性、販売方法等を挙げて、混同のおそれを争うが、前記の類似性を考慮すれば、何ら前記結論を左右しない。」(iMac事件東京地裁平成11年9月20日決定)

(6) 「他人」の概念

● 特定の商品表示または営業表示の持つ出所識別機能、品質保証機能および顧客吸引力を保護発展させるという共通の目的のもとに同表示の商品か契約によって結束しているグループも、他人に含まれる(最高裁昭和判決 59/5/29 民集 38-7-920)

(7) 適用除外の範囲(11条1項)

- 普通名称を普通に用いる方法で使用すること(1号)
 - ・・・普通名称とは取引界において商品の一般的名称として通用して

いるものをいい、言語構成上、性状、品質、機能等を説明的に表現するものは誰が最初にそれを使用し始めたかを問わず普通名称と認めるべきであり、また、普通に使用される方法とは、普通名称使用の態様が一般取引上普通に行われる程度のものであることを指す(福岡高裁判決昭和 62/9/7 無体集 19-3-302)

- 自己の氏名を不正の目的でなく使用すること(2号)
 - ・・・本号は、人格権としての氏名権の行使を保護する趣旨である (大阪地裁判決平成 7/9/28 判事 1557-124)
- 他人の商品等表示が周知となる前からこれと類似する表示を不正の目 的でなく使用すること(3号)
 - ・・・原則として、周知表示が周知性を取得する以前から引き続き使用されてきた商号のみに限られると解されるが、例外として、特定の商号につき、時勢の推移に適切に即応するため、その表現を漸次変化させることが許容される場合もある(東京地裁判決昭和 49/1/30 無体集 6-1-1)

2. 著名表示の冒用行為

二 自己の商品等表示として他人の著名な商品等表示と同一若しくは類似の ものを使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、 譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入する行為

(1) 制度目的

● ダイリュージョンの防止

「著名商標の所有者は、多大の資金と労力を投下して得た商標と商品の連動性について唯一性を維持することに正当な利益を有し、その唯一性に基礎を置く広告力が侵害されるようなすべてのことを排除することに正当な利益を有する。」(土肥一史「他人の信用・名声の利用と不正競争防止法」特研 4-15)

● 著名性か唯一性か

(2) 「著名性」の概念

- 外国でのみ著名な表示は、保護の対象にならない(小野昌延「新注解 不正競争防止法」)
- 1地方において有名では足らず、全国的に有名であることが必要である(小野昌延「新注解不正競争防止法」)
- 日本における取引者または消費者の全部が知っている必要はなく、取引者または消費者のある範囲・階層が知っていれば足りる(小野昌延「新注解不正競争防止法」)
- トラサルディ事件東京地裁平成 10/3/20:

新聞、雑誌、テレビ、看板、ポスターなどの媒体にて年間4億円以上の費用をかけて広告宣伝活動

新聞が有名ブランドとして認識していることを示す記事 雑誌、新聞などに紹介記事

(3) 適用除外の範囲(11条1項)

- 普通名称を普通に用いる方法で使用すること(1号)
 - ・・・普通名称とは取引界において商品の一般的名称として通用しているものをいい、言語構成上、性状、品質、機能等を説明的に表現するものは誰が最初にそれを使用し始めたかを問わず普通名称と認めるべきであり、また、普通に使用される方法とは、普通名称使用の態様が一般取引上普通に行われる程度のものであることを指す(福岡高裁判決昭和 62/9/7 無体集 19-3-302)
- 自己の氏名を不正の目的でなく使用すること(2号)
- 他人の商品等表示が著名となる前からこれと類似する表示を不正の目 的でなく使用すること(4号)
 - ・・・原則として、周知表示が周知性を取得する以前から引き続き使

用されてきた商号のみに限られると解されるが、例外として、特定の商号につき、時勢の推移に適切に即応するため、その表現を漸次変化させることが許容される場合もある(東京地裁判決昭和 49/1/30 無体集 6-1-1)

3. 商品形態の模倣行為

三 他人の商品(最初に販売された日から起算して三年を経過したものを除く。)の形態(当該他人の商品と同種の商品(同種の商品がない場合にあっては、当該他人の商品とその機能及び効用が同一又は類似の商品)が通常有する形態を除く。)を模倣した商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入する行為

(1) 制度目的

- 模倣は社会の発展・自由競争のために必要
- デッド・コピーは商品化のコスト・リスクの転嫁

(2)「商品形態」の概念

- 商品本体の形態のほか、容器包装の形態も保護の対象となる(大阪地 裁決定平成 7/4/25 知裁集 28-1-164)
- 進歩性、新規性、創作性、商品表示性は不要である(同上)
- 自ら独自に開発した形態である必要はない(同上)
- 商品の外観に顕れない内部構造は形態に当たらない(大阪地裁判決平成 8/11/28 知裁集 28-4-720)

(3)「模倣」の概念

- デッド・コピー/直接的利用
- 隷属的模倣
- 「実質的同一性」・・・些細な相違

(4) 適用除外の範囲

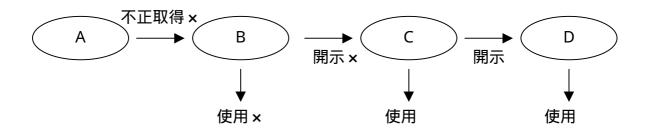
- 最初に販売された日から起算して三年を経過した商品の形態(本号) ・・・有償譲渡であればサンプル出荷も「販売」に含まれる(神戸地 裁平成 6/12/8 知裁集 26-3-1323)
- 同種の商品が通常有する形態(本号)
 - ・・・単に同種の先行品の中に類似した形態があるというだけでは足りず、同種の商品であれば一般的に有している形態であることを要する(仏壇事件大阪地裁判決平成8/10/8知財協判例集10-2016)
- 善意・無重過失で譲り受けた者による行為(11条1項5号)

4 . 営業秘密の不正使用・開示行為

- 四 窃取、詐欺、強迫その他の不正の手段により営業秘密を取得する行為 (以下「不正取得行為」という。)又は不正取得行為により取得した営業 秘密を使用し、若しくは開示する行為(秘密を保持しつつ特定の者に示す ことを含む。以下同じ。)
- 五 その営業秘密について不正取得行為が介在したことを知って、若しくは 重大な過失により知らないで営業秘密を取得し、又はその取得した営業秘 密を使用し、若しくは開示する行為
- 六 その取得した後にその営業秘密について不正取得行為が介在したことを 知って、又は重大な過失により知らないでその取得した営業秘密を使用 し、又は開示する行為
- 七 営業秘密を保有する事業者(以下「保有者」という。)からその営業秘密を示された場合において、不正の競業その他の不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密を使用し、又は開示する行為
- 八 その営業秘密について不正開示行為(前号に規定する場合において同号に規定する目的でその営業秘密を開示する行為又は秘密を守る法律上の義務に違反してその営業秘密を開示する行為をいう。以下同じ。)であること若しくはその営業秘密について不正開示行為が介在したことを知って、若しくは重大な過失により知らないで営業秘密を取得し、又はその取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為
- 九 その取得した後にその営業秘密について不正開示行為があったこと若し くはその営業秘密について不正開示行為が介在したことを知って、又は重 大な過失により知らないでその取得した営業秘密を使用し、又は開示する 行為

(1) 行為類型

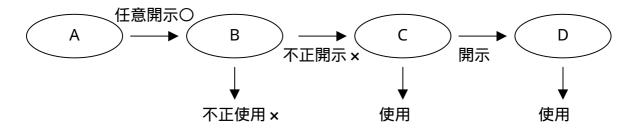
不正取得類型



(不正取得行為の介在について)

C・D:取得時に悪意・重過失があった場合は、取得・使用・開示は違法(5) 取得後に悪意・重過失を生じた場合、その後の使用・開示は違法(6)

不正使用開示類型



(不正開示の介在について)

C・D:取得時に悪意・重過失があった場合は、取得・使用・開示は違法(8) 取得後に悪意・重過失を生じた場合、その後の使用・開示は違法(9)

(2) 営業秘密の概念

- 4 この法律において「営業秘密」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないものをいう。
 - 技術上又は営業上の情報・・・ノウハウ、顧客情報、
 - 有用性・・・ポジティブ・データのみならずネガティブ・データも
 - 秘密管理・・・合理的なアクセス制限
 - 非公然性・・・非公知

(3) 不正取得行為

- 四 窃取、詐欺、強迫その他の不正の手段により営業秘密を取得する行為(以下「不正取得行為」という。)・・・・
 - 保有者の外注先において保有者の設計図を保有者に無断で写し取ることは、不正な手段である(大阪地裁判決平成 4/4/30 判事 436-104)

(4) 不正使用行為

- 七 営業秘密を保有する事業者・・・からその営業秘密を示された場合において、不正の競業その他の不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密を使用・・・する行為
 - 元従業員が退職後に元勤務先と同種の事業を営み従前の顧客を含めて 宣伝活動を行うことは、自由競争の範囲内であるから、元勤務先の顧 客名簿を利用するのではない限り、不正利得目的があるとはいえない (仙台地裁判決平成 7/12/22 判時 1589-103)

(5) 不正開示行為

- 八 ・・・不正開示行為(前号に規定する場合において同号に規定する目的 (=「不正の競業その他の不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害 を加える目的」)でその営業秘密を開示する行為又は秘密を守る法律上の義 務に違反してその営業秘密を開示する行為をいう。以下同じ。)・・・
 - 従業員・役員には、信義則上、守秘義務が認められる(大阪高裁判決 平成 6/12/26 判時 1553-133)

(6) 適用除外

● 善意・無重過失による有償取引に基づく営業秘密の取得(11条1項6号)

. 特定不正競争に対する救済

- 1. 差止請求権(3条1項)
 - (1)請求権者
 - 営業上の利益を害されるおそれのある者には、周知表示の商品化事業に携わる同表示の使用許諾者または使用権者であって、再使用権者に対する管理統制ならびに同表示による商品の出所識別機能、品質保証機能および顧客吸収力を害されるおそれのある者も含まれる(最高裁昭和判決 59/5/29 民集 38-7-920)
 - 他人の商品との混同の事実が認められる場合には、特段の事情がない限り、右他人は営業上の利益を害されるおそれがある者に当たるというべきである(最高裁昭和判決 56/10/13 民集 35-7-1129)
 - (2)廃棄等請求権(3条2項)・・・付加的救済措置
 - 登記されている商号に対する抹消登記手続請求
 - 容器・包装・印刷物・看板の廃棄請求
 - 類似表示を付した商品・半製品・原材料の廃棄請求
- 2.損害賠償請求権(4条)
 - (1)賠償の範囲
 - 被侵害者の現実損害(民法709条)
 - ・・・積極的損害(調査費用、弁護士費用)、消極的損害(逸失利益)、無形的損害(信用毀損、精神的苦痛)
 - 侵害者の取得利益を損害と推定(5条1項)
 - ・・・限界利益(売上から変動費を控除)
 - 使用料相当額(5条2項)+その他の損害(5条3項)
 - (2) 文書提出命令(6条)
 - 損害の計算に必要な書類
 - ・・・各種帳簿
- 3.信用回復措置請求権
 - (1)信用回復措置の内容
 - 新聞・雑誌への謝罪広告の掲載
 - (2)必要性の認定
 - 損害賠償では救済されない信用毀損の事情

不正競争防止法の改正の経緯

1 昭和9年制定

昭和9年5月1日にロンドンで開催される予定となっていたパリ条約改正会議に参加するためには、ヘーグ改正条約に批准しなければならなかったところ、同条約10条の3には不正競争を防止するための法律上の救済が確保されるべきことが規定されており、かつ、不正競争防止に関する規制法を有しない国は法律を制定すべきことが申し合わされていた。そこで、以下のような不正競争防止目的の法律としては必要最低限ともいえる内容で、不正競争防止法が制定されることとなった。

- ・開催された周知商品表示の混同惹起行為、虚偽原産地の誤認惹起行為、信用毀損行 為のみを対象とした。
- ・主観的要件として「不正競争の目的」を要求していた
- ・罰則は国の紋章等の使用に対してのみであり、上記の行為については罰則規定がな かった

2 昭和13年改正

1934年の同盟条約ロンドン改正会議において、パリ条約10条の2に規定されていた不正競争防止の対象を生産物のみならず営業とすることとした。かかる国際的必要性に促されて、周知営業表示の混同惹起行為禁止の追加及びそれに伴う修正が行われた。

3 昭和25年改正

昭和24年9月9日の連合国極東委員会の日本国政府に対する覚書(「日本における商標・商号及び商品のマークに関する件」)において、日本で製造された商品の製造地あるいは品質について虚偽の表示を記載しないよう指示を受けたため、以下の改正がなされた。

- ・差止請求権の規定を初めて設けた
- ・「不正競争の目的」という主観的要件を削除して請求を容易化
- ・虚偽原産地表示の「仮設または僣用の商号に付加して」の要件を削除して請求を容 易化
- ・出所地の誤認惹起行為の追加による不正行為の範囲拡大
- ・商品の品質、内容、数量の誤認惹起行為の追加による不正行為の範囲拡大
- ・刑事罰の強化

4 昭和28年改正

平和条約の付属宣言で1年以内に「貨物の原産地の虚偽表示の防止に関するマドリッド協定」に加入することになっていたことから、原産地詐称、出所地詐称の範囲拡大。

ぶどう生産物の原産地を普通名称から除くための改正が行われた。

5 昭和40年改正

1958年のパリ条約及びマドリッド協定のリスボン改正との関係において、質量誤認禁止行為に「製造方法、用途」が加えられた他、商標権者の代理人・代表者の商標冒用行為の禁止規定および政府間国際機関の紋章等の使用禁止規定等が追加された。

6 平成2年改正

ガット・ウルグァイラウンドTRIPs交渉に関連し、技術上または経営上のノウハウ等の営業秘密に係る不正行為に対し差止請求権の付与等の保護措置を講じた。

7 平成5年改正

我が国経済社会の環境変化に対応して、多様化し巧妙化する不正競争に機動的・実 効的に対処すべく、初めて自発的に行われた改正であって、知的財産保護の一層の充 実を図るべく以下の改正が行われた。

(1) 不正競争類型(第2条)の整備・拡充

混同を要件としない著名表示の保護(同項第2号)(従来商品等表示の冒用に対する規制は「混同」を惹起する行為のみであったが、著名表示の冒用行為については、混同の有無を問わず、新たな不正競争類型として位置づけることとした)商品の形態を模倣した商品を譲渡等する行為の禁止(同項第3号)(他人の商品の形態を模倣した商品を譲渡等する行為を新たな不正競争類型として位置づけることとした。)

役務に係る誤認惹起行為の追加(同項第10号)(旧法上、誤認惹起行為に対する規制は商品のみが対象であったが、役務の質、内容等に係る誤認惹起行為についても商品と同様に不正競争に位置づけることとした)

(2)損害賠償規定の整備

従来判例は特許法102条などを類推適用していた。そこで、本法においても 損害額の推定規定を設けることとした。

また、特許法105条等と同様に、裁判所が当事者の申し立てにより、不正競争により生じた損害を計算するために必要な書類の提出を命ずることができる旨の規定を設けることとした。

(3)罰則の整備

罰則の抑止効果を高めるため、罰金額を50万円から300万円に引き上げることとした。

法人に対する抑止効果を高めるため罰金額の上限を1億円に引き上げることとした。

(4)その他

目的規定(第1条)、定義規定(第2条)、予防請求権、廃棄除却請求権の明文化(第3条)、工業所有権の権利行使の適用除外規定(旧第6条)の削除等所用の規定整備を行うとともに表記をひらがな化した。

8 平成8年改正

代理人等の商標無断登録行為の保護対象国を商標法条約の締結国に拡大した。

9 平成 1 0 年改正

「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約」が承認されたことから、外国公務員等に対する贈賄行為について処罰の対象とする規定が設けられた。

また、両罰規定における法人に対する罰金額が1億円から3億円に増額された。 もっとも、これらは、「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する 条約」の発効に従って同時に施行されるとされているところ、同条約は発効条件とし て、「OECD諸国のうち輸出額上位10ヵ国中が批准」し、「かつ、その5ヵ国の輸 出総額が上位10ヵ国の輸出総額の60%を超える」ことと規定している。

10 平成11年改正

デジタル・コンテンツの法的保護をはかるべく技術的制限手段を無効とする機器等を規制する不正競争防止法第2条第1項第10号と第11号が創設された。

iMac 事件

平成一一年(ヨ)第二二一二五号不正競争仮処分事件

決 定

債権者 アップルコンピュータ株式会社

右代表者代表取締役 原田永幸

債権者 アップルコンピュータ・インク

右代表者 フレッド・D・アンダーソン 債務者 株式会社ソーテツク

右代表者代表取締役 大邊創一

当裁判所は、債権者らの申立てを相当と認め、次のとおり決定する。

主 文

債権者らが共同して債務者のために、本決定送達後七日以内に金一億円の担保を立てることを条件として、

債務者は、別紙債務者商品目録記載の物件を製造し、譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは 引渡しのために展示し、輸出し、又は輸入してはならない。

理由の要旨

一 事案の概要

債権者らは、別紙債権者ら商品目録記載のパーソナルコンピュータ(以下「債権者商品」という。)を製造販売している。

債務者は、別紙債務者商品目録記載のパーソナルコンピュータ(以下「債務者商品」という。)を製造販売している。

本件は、債権者らが、債権者商品の形態(色彩、素材を含む。以下同様とする。)が債権者らの商品表示として需要者の間に広く認識されているものであり、債務者商品の形態はこれと類似し、債権者商品との混同のおそれがある旨主張して、債務者に対し、不正競争防止法三条一項、二条一項一号に基づき、債務者商品の製造、販売等の差止めを求める申立てをした事案である。

二 債権者らの主張

別紙「申立ての理由書」のとおりである。

三 当裁判所の判断

当裁判所は、疎明資料に基づき「申立ての理由書」記載の事実を認めることができ、その申立ては理由があるものと解する。敷衍すると以下のとおりである。

1 周知商品表示性について

商品の形態は、必ずしも商品の出所を表示することを目的として選択されるものではないが、商品の形態が他の商品と識別し得る独特の特徴を有し、かつ、商品の形態が、長期間継続的かつ独占的に使用されるか、又は、短期間であっても商品形態について強力な宣伝等が伴って使用されたような場合には、商品の形態が商品表示として需要者の間で広く認識されることがあり得る。

疎明資料によれば、債権者商品の形態の特徴として、「申立ての理由書」第三、一「iMacの形態の特徴」1のとおりの事実が一応認められる。主要な点のみ掲記すると、全体に曲線を多く用いた丸みを帯びた形態が選択されていること、外装に、半透明の白色と半透明の青色のツートンカラーのプラスティック素材が使用されていること、上面

及び側面が穏やかな三角形状で、背面に向けて絞られた形態、上面及び側面の半透明青色の部分が連続的な意匠が選択されていること、 上面に半透明白色の持ち手があることを挙げることができる。以上の点を総合すると、債権者商品は、パーソナルコンピュータとしては、従前、類似の形態を有する商品がなく、形態上、極めて独創性の高い商品ということができる。

そして、債権者商品について、その形態に重点を置いた強力な宣伝がされたこと、債権 者商品は、その形態の独自性に高い評価が集まり、マスコミにも注目され、販売実績も上 がり、いわゆるヒット商品になっていることが一応認められる。

以上によれば、債権者商品の形態は、債権者らの商品表示として需要者の間に広く認識されている(周知商品表示性を獲得している)ものというべきである。

この点につき、債務者は、 パーソナルコンピュータのような機能的商品では、機能上必然的な形態が多い、 債権者商品のブルーベリーの色は、平成一一年一月になって五色の新製品が同時に発売されたうちの一色に過ぎない、などとして、周知商品表示性を争う。しかし、 については、債権者商品の前記のような独創的な形態は機能上必然的な形態とは到底いうことができない。 については、疎明資料によれば、iMacは、ボンダイブルーと呼ぶ初期型モデルが平成一〇年八月に発売され、その後平成一一年一月に債権者商品を含む五色の現行型が発売されたが、初期型モデルも現行型モデルも極めて独創性のある形態を有することに変わりがなく、そして、初期型モデルの発売の際はもちろん、現行型の発売に際しても、強力な宣伝がされ、マスコミの注目を集め、販売実績も上がったことが一応認められるから、前記の結論を左右しない。

2 類似性について

疎明資料によれば、債権者商品と債務者商品の形態の類似性については、「申立ての理 由書」第三、四「e‐0neの形態とiMacの形態の類似性及び混同のおそれ」1、2 記載のとおりの事実が一応認められる。主要な点のみ掲記すると、債権者商品及び債務者 商品とも、 一体型のコンピュータにおいて、全体に曲線を多く用いた丸みを帯びたデザ インであり、外装に、半透明の白色と半透明の青色のツートンカラーのプラスティック素 材が使用されている。 正面視方向の形状は、角がやや丸みを帯びた四角形であり、中央 の表示画面を囲む支持部分の左右及び下部が半透明の白色である。表示画面の下方のコン パクトディスク・ドライブのトレイ前面が半透明の白色で、トレイ出し入れ用ボタンが半 透明の青色である。下部の両端に内蔵されたスピーカーが半透明の青色である。 上面視 方向の形状は、ほぼ台形に近い緩やかな三角形である。上面の前側は、正面の表示画面支 持部分上部から連続するカバーに覆われ、半月形を示している。半月形の中央部には、債 権者商品、債務者商品のそれぞれの標章が付されている(なお、債務者商品の標章は地の 青色と同一色が選択され目立たない。)。半月形カバー以外の後ろ半分が、側面と連続的 に半透明の青色のカバーに覆われており、内部の熱を外部に放出するための穴が、横向き の曲線状の数本の帯に沿って並んでいる。上部に、本体を持ち運びするための半透明白色 の持ち手が取り付けられている。 側面視方向の形状は、上辺が後方に緩やかに下がった 台形に近い三角形である。ほぼ三分の二は、半透明の青色であり、その他の部分は、半透 明の白色である。カバーを透して見える内部には基板が立てられた形で配置されている。

背面視方向の形状は、正面の四辺から背面に向けてそれぞれ緩やかな曲面を描いて絞られている。多くが半透明の青色で覆われ、一部半透明の白色がある。それぞれ側面と連続性を有している。 キーボードは、本体と同じ半透明の白色と半透明の青色のツートンカラーである。キーは、半透明の黒色である。マウスも、本体と同じ半透明の白色と半透明の青色のツートンカラーである。キーボード及びマウスを本体に接続するためのケーブルは、銀色の芯線を透明な皮膜で包んだものである。 電源ケーブルは、鮮やかな複数色の芯線を透明な皮膜で包んだものである。

以上のとおり、債務者商品と債権者商品は、いずれも、青色と白色のツートンカラーの 半透明の外装部材で覆われた全体的に丸味を帯びた一体型のパーソナルコンピュータであ り、曲線を多用したデザイン構成、色彩の選択、素材の選択において共通するのみならず、 細部の形状においても多くの共通点を有することに照らすならば、少なくとも類似の外観 を備えたものと解すべきであって、両者は類似しているというべきである。

この点につき、債務者は相違点を挙げて類似性を争うが、債権者商品の形態と債務者商品の形態の相違点を十分考慮しても、前記結論を左右しない。

3 混同のおそれについて

前記2のとおり、債務者商品の形態が債権者商品の形態と類似していることに照らせば、 需要者が、両者を誤認混同したり、少なくとも債務者商品を製造販売する債務者が債権者 らと何らかの資本関係、提携関係等を有するのではないかと誤認混同するおそれがあると 認められる。

この点につき、債務者は、 両商品には、ロゴ、マークが付されていること、 パーソナルコンピュータという商品の特性、販売方法等を挙げて、混同のおそれを争うが、前記の類似性を考慮すれば、何ら前記結論を左右しない。

四 結論

1 審理に関して付言する。

当裁判所は、争いに係る事実及び法律関係に関して、債務者からの意見を聴くために、 審尋期日を指定した。債務者は、右期日に答弁書、準備書面及び疎明資料を提出しなかっ た。また、当裁判所は、口頭による意見を求めたが、債務者は、債務者商品を製造、販売 することができる正当性に関する理由を説明しなかった。そこで、当裁判所は、審尋期日 を打ち切った(審尋のための続行期日を指定しなかった。)。

ただし、当裁判所は、債務者に対して、防御を尽くすため、期限を付して、主張、立証 資料の提出の機会を与えた。これに応じて、債務者から別紙二「答弁書」が提出されたが、 右答弁書を検討しても、なお、前記の認定、判断を左右するには至らない。

一般に、企業が、他人の権利を侵害する可能性のある商品を製造、販売するに当たっては、自己の行為の正当性について、あらかじめ、法的な観点からの検討を行い、仮に法的紛争に至ったときには、正当性を示す根拠ないし資料を、すみやかに提示することができるよう準備をすべきであるといえる。しかるに、本件においては、前記のとおり、審尋期日において、債務者から、そのような事実上及び法律上の説明は一切されなかった。そこで、当裁判所は、迅速な救済を図る民事保全の趣旨に照らして、前記のような審理をした。2 債権者は、本件申立書において「債務者商品について、執行官保管を命ずる。」裁判を申し立てている。

右の点に関しては、現時点での判断を留保する。今後、執行官保管を命ずる必要性があるか否かの点につき、数か月間の実情を踏まえて審理した上、遅くとも平成ーー年一二月 一五日までに、決定する所存である。

3 以上のとおり、債権者らの申立ては理由があるので主文のとおり決定する。

平成一一年九月二〇日 東京地方裁判所民事第二九部

 裁判長裁判官
 飯村敏明

 裁判官
 沖中康人

 裁判官
 石村智

ドレンホース事件

大阪地裁 平成 06(ワ)12186 不正競争 民事訴訟事件

主 文

- 一 原告の請求を棄却する。
- 二 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第一 請求の趣旨

- 一 被告は、原告に対し、二七五万一六六七円及びこれに対する平成八年七月三日から 支払済まで年五分の割合による金員を支払え。
- 二 仮執行の宣言

第二 事案の概要

- 一 事実関係
- 1 原告商品

原告は、別紙第一物件目録記載のドレンホース(甲第二号証、検乙第三号証の1ないし6。以下「原告商品」という。)を開発し、これを「結露防止用SCS断熱ドレンホース(エアコン用)」の商品名で製造販売している。(争いがない)。

右の原告商品の販売開始時期について、原告は平成四年三月二八日ころと主張するが、 被告は平成二年四月ころと主張している(後記第三の三参照)。

2 被告の行為

被告は、平成六年七月から、訴外東拓工業株式会社(以下「東拓工業」という。)が製造した(乙第一二号証)ドレンホース(甲第三号証、検乙第一号証の1ないし6。以下「被告商品」という。)を、「断熱ドレンホースソフトタイプ」の商品名で販売している(争いがない)。

右の被告商品の特定について、原告は別紙第二物件目録(一)記載のとおりであると主張するのに対して、被告は別紙第二物件目録(二)記載のとおりであると主張する。 右検乙第一号証の1ないし6及び弁論の全趣旨によれば、被告商品は、正確には被告主張の第二物件目録(二)記載のとおりであることが認められるので、第二物件目録(二)記載のとおり特定するのが相当である。

3 原告の請求

原告は、被告商品は原告商品の形態を模倣したものであり、原告はこのような被告商品の販売によって営業上の利益を侵害されたと主張して、不正競争防止法二条一項三号、四条に基づき、被告が被告商品の販売を始めた平成六年七月から、原告商品の原告主張の販売開始日から起算して三年を経過した日である平成七年三月二七日までの間の損害賠償として、二七五万一六六七円及びこれに対する請求の趣旨変更申立書陳述の日の翌日である平成八年七月三日から支払済まで民法所定年五分の割合による遅延損害金の支払を求めるものである。

二 争点

- 1 被告商品は、原告商品の形態を模倣したものであるか。
- 2 原告商品の形態は、同種の商品が通常有する形態であるか。
- 3 被告商品の販売開始は原告商品の販売開始日から起算して三年を経過した後である

か否かに関係して、原告商品の販売開始日はいつか。

4 被告が損害賠償義務を負う場合、原告に対し賠償すべき損害の額。

第三 争点に関する当事者の主張

一 争点1(被告商品は、原告商品の形態を模倣したものであるか)

【原告の主張】

- 1 被告商品は、以下のとおり、原告商品の新規性ある形態をすべて備えているから、 原告商品の形態を模倣したものである。
- (一) 原告商品は、次のような特徴を有している。
- (1) 従来、エアコンの室内機に発生する水滴を室外に排出するドレンホースは、結露防止のためホースに別に断然材を巻いてテープで固定するなどしていたが、原告商品は、樹脂ホースそのものに可塑性のある断熱帯を付着させることにより、取扱いが極めて簡便になっている。
- (2) 原告商品は、このように結露防止のための断熱帯を付着させ、これを一体即時形成して製造するものであるため、無制限の長尺ホースとすることができる。そして、原告は、右のような長尺断熱ドレンホースを短尺断熱ドレンホース製造用装置で製造すると送りのための駆動力が不足し、外周にシワが入ったり外径が変化して安定した製品ができなかったため、成型軸(マンドレル)の長さを短尺断熱ドレンホース製造用のものに比較して長くし、できあがった長尺断熱ドレンホースを二〇メートル引き取る引取台に補助駆動をつける、という製造装置の改良を行った。
- (3) また、従来、五メートルぐらいの長さの断熱ドレンホースでホース芯として金属ワイヤー入りのものはあったが、これは、工事現場で任意の長さに切断することが困難であり、切断することができたとしてもその断面がギザギザになってしまい取扱いが極めて不便であったのに対し、原告商品は、金属製のホース芯に替えてプラスチック製ホース芯を使用しているため、切断がしやすく取扱いが便利になった。
- (二) 原告商品の右特徴のうち、機能面を除いた形態だけで表現すれば、原告商品は、次の三つの新規性ある形態を有している。
- 長尺ホースである。
- 外皮部分には内部に独立した伸縮自在のパッド状筒が内蔵されている。
- ホース芯がプラスチック製である。

(三) 被告商品も、

- 長尺ホースである。
- 外皮部分には内部に独立した伸縮自在のパッド状筒が内蔵されている。
- ホース芯がプラスチック製である。

という形態を有しており、前記原告商品の新規性ある形態と一致する。

- 2 確かに、右形態のうち、外皮部分には内部に独立した伸縮自在のパッド状筒が内蔵されており(・)、ホース芯がプラスチック製であること(・)は、商品として利用する段階では、外から見ることはできないが、この点もやはり商品形態に当たるといえる。
- (一) 商品の形態には、単に商品のデザインや外観のみではなく、色・つや・質感も含まれるところ、外皮の内側にはりめぐらされた太みのあるパッドは、ホースの質感、可塑感などに大きな特徴を与えている。
- (二) 原告も被告も、そのカタログ(甲第二、第三号証)において、ホースを削ぎ切りした断面を商品特徴として売り出しており、パッドは商品の重要な要素となっている。(三) 原告も被告も、原告商品、被告商品がカッターナイフなどで簡単に切断できると宣伝しているが、これの形態面は、ホース芯がプラスチック製であるということであり、やはり商品の重要な要素となっている。
- 3 被告主張の日立 1 4 Φ R W M D 一〇四一は短尺ホースであり、東芝 1 4 Φ D 四〇七七 一〇五〇四も実用上は短尺ホースであり、いずれもホース断面に凹凸がありホース芯が

鉄製であって、原告商品とは全く異なる。

【被告の主張】

- 1 不正競争防止法二条一項三号にいう「形態」とは商品の外観、形状をいい、商品の外観、形状のみが模倣という評価の対象となるのであって、原告の主張するような、商品の通常の使用態様において外見に顕れない内部構造ないし断面形状は一切問題とされない。
- 2 原告が主張するところの原告商品の特徴(前記【原告の主張】1(一)の(1)ないし(3))は、いずれも商品の形態による特徴ではなく、単に内部構造からもたらされる機能的特徴にすぎない。

その当然の帰結として、原告が原告商品の新規性ある形態として主張する・ないし・の点は、商品の機能面に着目して抽出した抽象的な要素であって、特許あるいは実用新案における保護対象である技術思想あるいはアイデアにほかならない(このことは、原告が原告商品の特定として主張する第一目録の表現が、原告出願に係る発明の公開特許公報〔乙第一号証〕における要約の記載と実質的に同じであることによっても裏付けられる。)。このような技術思想あるいはアイデアが不正競争防止法二条一項三号によって保護されないことは明らかである。

3 そこで、前記のような意味での商品の形態、すなわち外観、形状をみると、原告商品の形態は、原告主張の原告商品の販売開始日前の平成三年一二月ころから東拓工業が製造し訴外株式会社日立製作所が販売してきた日立14ΦRWMD一〇四一(検乙第四号証の1・2)、及び昭和五九年一〇月ころから東拓工業が製造し訴外株式会社東芝が販売してきた東芝14ΦD四〇七七一〇五〇四(検乙第五号証の1・2)の形態と一致する程度にまで類似するものである(原告は、これらの商品はホース断面に凹凸があるというが、原告主張の原告商品の形態である・ないし・の点からすれば無関係の議論である。)。

これに対し、被告商品の形態は、原告商品の形態とは異なり、むしろ、被告が被告商品の販売開始の約五年前の平成元年四月から販売してきた東拓工業製品 5 M (検乙第二号証の 1 ・ 2)と一致するものであり、この商品の形態をそのまま踏襲したものであって、原告商品の形態を模倣したものではない。

4 なお、前記の原告商品の内部構造からもたらされる機能的特徴(【原告の主張】1 (一)の(1)ないし(3))についても、

以下のとおり原告商品に特有のものではない。

(一) (1)のうち、取扱いが極めて簡便という点は、従来からこの種商品の内部構造が有している機能的特色でしかない(前記東拓工業製品5M、日立14ΦRWMDー○四一、東芝14ΦD四○七七一○五○四)。

ドレンホースにおいて樹脂ホースそのものに可塑性のある断熱帯を付着させたものは、 被告が既に昭和六二年から販売してきている(乙第八号証、検乙第七号証)。

- (二) (2)の、断熱帯を付着させ、これを一体即時形成して製造するものであるため、無制限の長尺ホースとすることができるとの点も、従来からこの種商品が有している機能的特色でしかない(前記東拓工業製品 5 M、日立 1 4 Φ R W M D → ○四一、東芝 1 4 Φ D 四○七七一○五○四)。
- (三) (3)について、原告は、ホース芯として金属ワイヤー入りのものは切断することが困難であるかのようにいうが、金属ワイヤー入りのものも切断は決して困難ではないのであって、前記東拓工業製品 5 Mは、現場で任意のサイズに切断することを前提にした五メートルの長尺ホースである。

また、金属製のホース芯に替えてプラスチック製ホース芯を使用しているとの点も、原告が原告商品の販売に先立って平成二年四月ころから(乙第三号証)訴外ダイキン工業株式会社に販売してきた「樹脂線入りの断熱ドレンホース」(検乙第六号証の1・2。以下「ダイキン向商品」という。)も備えている。

二 争点 2 (原告商品の形態は、同種の商品が通常有する形態であるか)

【被告の主張】

仮に、原告が原告商品の新規性ある形態として主張する・ないし・の点が、不正競争防止法二条一項三号にいう「商品の形態」に当たるとしても、これらは、新規性がなく、同種の商品が通常有する形態である(同号括弧書)。

1 •の長尺ホースであるとの点については、東拓工業出願に係る特公昭三六 - 一三九三二号特許公報(乙第六号証の1)、特公昭四六 - 一二〇〇〇号特許公報(同号証の2)の記載から明らかなように、この種の断熱ドレンホースは、連続的に長いホースを作り、使用に際して適当な長さに切断して用いるものである。

そして、原告が平成二年四月ころから販売していたダイキン向商品は、一本の長尺ホースとして製造された原告商品と全く同一の構造のドレンホースを用途に合わせて切断して販売していたものである。原告は、ダイキン向商品は短尺ホースで、かつ、ホース両端に部品を接続したものであって、原告商品とはその形態が全く異なると主張するが、断熱ドレンホースを長尺ホースで販売して、購入者がその用途に合わせて切断するという販売形態自体は、被告販売の東拓工業製品 5 M (検乙第二号証の1・2)、一九八七年度被告カタログ(乙第八号証)掲載の断熱ドレンホースセットDDH・145、16 Sにより公知となっていた。

したがって、長尺ホースであることは、新規性ある特徴とすることはできない。

- 2 ・の、外皮部分には内部に独立した伸縮自在のパッド状筒が内蔵されているとの点は、東拓工業出願に係る実公昭六三 九八三五号実用新案公報(乙第七号証)に、断熱材が内壁、外壁及び薄肉テープと「一体とされない」構造の可撓性断熱ホースが示されており、原告商品の販売開始前から通常の構造であったということができる。
- 3 ・の、ホース芯がプラスチック製であるとの点は、可撓性芯線に「樹脂ワイヤー」を用いるダイキン向商品も備えていること、前記実公昭六三 九八三五号実用新案公報に、内壁の形成帯状体の折返しにより包まれた金属線は硬質合成樹脂の線材でもよい旨記載されていることから、原告商品の販売開始前から通常の構造であったということができる。

【原告の主張】

被告指摘の他社商品は、その形態が原告商品のものと全く異なる(日立14中RWMD一〇四一、東芝14中D四〇七七一〇五〇四については前記一【原告の主張】3のとおり)から、原告主張の・ないし・の点は同種商品が通常有する形態ではない。

ダイキン向商品は、短尺ホースで、かつ、ホース両端に部品を接続したものであって、 原告商品とはその形態が全く異なるものである。

三 争点3(被告商品の販売開始は原告商品の販売開始日から起算して三年を経過した後であるか否かに関係して、原告商品の販売開始日はいつか。)

【被告の主張】

原告が被告商品の販売開始日である平成六年七月より三年以上前の平成二年四月ころから販売してきたダイキン向商品は、一本の長尺ホースとして製造されたドレンホースである原告商品をその用途に合わせて切断して一定の長さにしたものにすぎず、それ故内部構造も原告商品と同一である。したがって、ダイキン向商品と原告商品とは全く同じ商品と評価できるか、その差は極めて僅かである。

そうすると、原告は、原告商品と同一の商品をすでに平成二年四月ころから製造販売 していたことになるから、被告商品の販売開始は、原告商品の販売開始日から起算して 三年以上経過した後ということになる(不正競争防止法二条一項三号括弧書)。

【原告の主張】

原告が原告商品の販売を始めたのは、平成四年三月二八日ころである。

被告主張のダイキン向商品は、前記のとおり、短尺ホースで、かつ、ホース両端に部品を接続したものであって、原告商品とはその形態が全く異なるものである。

四 争点4(被告が損害賠償義務を負う場合、原告に対し賠償すべき損害の額) 【原告の主張】

被告商品と原告商品とは市場において完全に競合しているところ、被告が平成六年七月から平成七年三月二七日までの間に被告商品の販売によって得た利益の額は、次の1と2の合計二七五万一六六七円であり、不正競争防止法五条一項により、右額は同期間に原告の受けた損害の額と推定される。

1 平成六年七月から同年一〇月末までの間 五〇万円

被告商品の平成六年七月から同年一〇月末までの間の売上額は五〇〇万円、その利益率は一〇パーセントと推定されるから、右期間内に被告は五〇万円の利益を得たことになる。

- 2 平成六年一一月から平成七年三月二七日までの間 二二五万一六六七円
- (一) 平成四年、五年、六年の各一一月から翌年三月までの間の原告商品の売上実績は、次の(1)ないし(3)のとおりである。
- (1) 平成四年一一月から平成五年三月までの間 二五五七万八〇〇〇円
- (2) 平成五年一一月から平成六年三月までの間 三九五二万六〇〇〇円
- (3) 平成六年一一月から平成七年三月までの間 三八五五万一〇〇〇円

右(2)の期間の売上げは、(1)の期間の売上げと比較すると五四・五パーセント増加しているのに対し、(3)の期間の売上げは、(2)の期間の売り上げと比較すると二・五パーセント減少している。もし被告商品の販売がなかったならば、(3)の期間の原告商品の売上げも、(2)の期間の売上げと比較して五四・五パーセント増加していたと推定できるので、(3)の期間の売上げは、六一〇六万七六七〇円(39,526,000×[1+0.545])であったはずである。これと実際の売上額との差額である二二五一万六六七〇円(61,067,670-38,551,000)が被告商品の販売による平成六年一一月から平成七年三月二七日までの間の原告商品の売上げの減少額であり、これがすなわち同期間の被告商品の売上額と推定される。

(二) そして、被告商品の利益率は一〇パーセントと推定されるから、結局、平成六年一一月から平成七年三月二七日までの間に被告の得た利益は二二五万一六六七円となる。

第四 当裁判所の判断

- 一 争点 1 (被告商品は、原告商品の形態を模倣したものであるか)及び争点 2 (原告商品の形態は、同種の商品が通常有する形態であるか)について
- 1 原告は、被告商品は原告商品の新規性ある形態をすべて備えているから、原告商品の形態を模倣したものであると主張し、その原告商品の新規性ある形態として、・長尺ホースである、・外皮部分には内部に独立した伸縮自在のパッド状筒が内蔵されている、・ホース芯がプラスチック製である、との三点を挙げる。

そこで、まず、これらの点が不正競争防止法二条一項三号にいう「商品の形態」に当たるか否かについて検討するに、他人が商品化のために資金、労力を投下して開発した商品について、その機能面ではなく形態面における模倣をもって不正競争行為とする同号の立法趣旨及び「形態」という用語の通常の意味に照らせば、同号にいう「商品の形態」とは、商品の形状、模様、色彩、光沢等外観上認識することができるものをいうと解すべきである。

したがって、商品の機能、性能を実現するための構造は、それが外観に顕れる場合には右にいう「商品の形態」になりうるが、外観に顕れない内部構造にとどまる限りは「商品の形態」に当たらないといわなければならない(このような商品の機能、性能を実現するための内部構造は、要件を具備することにより特許法、実用新案法等による保護を受けることが可能であるから、権利保護に格別欠けるところはない。)。

そうすると、原告が原告商品の新規性ある形態として挙げる点のうち、前記・及び・の

点は、外観上認識できないことが明らかであるから、前記「商品の形態」に当たらない というべきである。

原告は、右・及び・の点が商品として利用する段階では外から見ることができないことを認めながら、(1)商品の形態には、単に商品のデザインや外観のみではなく、色・つや・質感も含まれるところ、外皮の内側にはりめぐらされた太みのあるパッドは、ホースの質感、可塑感などに大きな特徴を与えている、(2)原告も被告も、そのカタログ(甲第二、第三号証)において、ホースを削ぎ切りした断面を商品特徴として売り出しており、パッドは商品の重要な要素となっている、(3)原告も被告も、原告商品、被告商品がカッターナイフなどで簡単に切断できると宣伝しているが、これの形態面は、ホース芯がプラスチック製であるということであり、やはり商品の重要な要素となっているとして、商品形態に当たると主張する。

しかし、原告商品(検甲第四号証の 1、検乙第三号証の 1 ないし 3)において、外皮部分に内蔵されているパッドが質感、可塑感などに大きな影響を与えているものとは認められない。わずかに、やや力をいれて原告商品を握ると、右パッドのために若干弾力性のあることを感じることができるものの、外観のみから認識することはできない。仮に、外観のみから若干弾力性のあることが認識しうるとしても、また右パッドが原告商品の質感等に何らかの影響を与えているとしても、その場合には、外観上認識できる質感等そのものが「商品の形態」を構成するにすぎず、そのような質感等に影響を与えている商品の内部構造そのものをもって「商品の形態」ということはできない。

また、原告主張のとおり、原告も被告も、そのカタログ(甲第二、第三号証)においてホースを削ぎ切りした断面を商品特徴として売り出していること、原告商品、被告商品がカッターナイフなどで簡単に切断できると広告していること(右各号証)が認められる。しかしながら、原告商品、被告商品は結露防止用の断熱ドレンホースであって、外観上認識できる形状等もさることながら、液体を流すというホース本来の機能からであることから、商品販売用のカタログを作成するに当たって、ホースを削ぎ切りした断面の写真を掲載することによって内部構造を明らかにすることはいわば当然ともいうべり観上認識できない以上、パッドがいかに原告主張のとおり重要な要素となっているとても、パッドが「商品の形態」に当たるということはできないし、また、カッターナイフなどで簡単に切断することができるということはできないし、また、カッターナイフなどで簡単に切断することができるということはできないから、商品の機能の重要性を理由に外観上認識できない内部構造をもって「商品の形態」に当たるということはできない。

したがって、原告の主張は採用することができない。

2 これに対し、原告が、原告商品の新規性ある形態として挙げる点のうち、・の長尺ホースであるとの点は、一応、外観上認識できる形状であるということができる。

しかしながら、右にいう「長尺」とは、どの程度の長さをいうのか原告の主張によっても明らかでないところ、そもそもドレンホースは、エアコンの室内機に発生する水滴を室外に排出するためのものであるから、一定の長さを有するのは当然であり、その長短は相対的なものにすぎない。のみならず、原告商品の実際の長さは二〇メートルであると認められるところ(証人永吉昭二)、証拠(乙第八、第一二号証、検乙第七号証、証人吉良洋二)によれば、ドレンホースの構造にはスパイラル方式(原告商品、被告商品、日立14中RWMD一〇四一〔検乙第四号証の1・2〕、東芝14中D四〇七七一〇五〇四〔検乙第五号証の1・2〕)と蛇腹方式とがあって、その優劣はつけがたいところ、被告は、昭和六二年には長さ五メートルの蛇腹方式の断熱ドレンホースであって、エアコンを設置する現場で必要な長さに切断して使用するものを販売していたし、断熱材と一体となっていない蛇腹方式のドレンホースは、昭和五三年ころから長さ五〇メー

トルのものを販売していたことが認められる。

したがって、原告商品における前記・の長尺ホースであるとの点は、同種の商品が通常 有する形態であるというべきである。

3 以上によれば、原告が原告商品の新規性ある形態として主張する・ないし・の点は、いずれも、そもそも不正競争防止法二条一項三号にいう「商品の形態」に当たらないか、同種の商品が通常有する形態にすぎないから、結局、同号による保護は受けられないということになる。

二 結論

よって、その余の争点について判断するまでもなく、原告の請求は理由のないことが明らかであるから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

(裁判官 水野武 田中俊次 小出啓子)

第一物件目録

軟質塩化ビニルよりなる内外周壁1a、1b間にスポンジ等の断熱材4を内装してなる断熱ドレンホースにおいて、内周壁1aの外周面に中空螺旋突条2を形成してあり、この中空螺旋突条2内にポリプロピレン等のオレフィン系樹脂よりなる可撓性芯線3を、該中空螺旋突条2の内面に接着させることなく内包させてホースを弯曲させた場合に中空螺旋突条2を芯線3から遊離する方向に波形状に屈曲変形させるように構成している別紙形態図の長尺のホース。

< 3 2 4 4 1 - 0 0 1 >

第二物件目録(一)

内面を平滑面11aに形成している軟質合成樹脂よりなる内周壁11の外周面に該内 周壁11と同一樹脂よりなる中空螺旋突条12を一体的に形成し、

この中空螺旋突条12内に可撓性芯線13を内装すると共に前記内周壁11の外周面にスポンジ等の断熱材17を介して軟質合成樹脂よりなる外周壁15を一体的に層着してなる断熱ホースにおいて、前記中空螺旋突条12の両側壁部12b、12bの内端間を拡げてその内端を内周壁11の外周面に一体的に連設することによりこの中空螺旋突条12に内装した前記可撓性芯線13と該中空螺旋突条12の両側壁部12b、12bとの間に空隙部16、16を形成し、さらに、前記可撓性芯線13をポリプロピレン等のオレフィン系の合成樹脂によって形成して中空螺旋突条12に接着させることなく該中空螺旋突条12に内装してなる構造を有する断熱ホース(別紙図面(一)のとおり)。図面(一)

< 3 2 4 4 1 - 0 0 2 >

第二物件目録(二)

第二物件目録(一)の一行目冒頭から五行目冒頭の「て、」までを、「内面を平滑面 1 1 a に形成している軟質合成樹脂製の帯状素材(防力ビ処理が施されている。)を積層してなる内周壁 1 1 の外周面に、スポンジ等の断熱材 1 7を介して軟質合成樹脂製の帯状素材を積層してなる外周壁 1 5を層着するとともに、右内周壁 1 1 及び外周壁 1 5を構成する各帯状素材により中空螺旋突条 1 2を形成し、該中空螺旋突条 1 2 内に可撓性芯線 1 3を内装してなる断熱ホースにおいて(別紙「図面(二)」のとおり)、」に改め、六行目の「一体的に」を削り、図面(二)を一部拡大図として付加するほかは、右目録及び図面(一)のとおり。

図面(二)

< 3 2 4 4 1 - 0 0 3 >